

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月15日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第16号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金) 第9条の2の6 放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合においては、その未納金額につき、納付の期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（督促状によつて指定する期限以前の期間については、年7.25パーセント）の割合で計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>延滞金の額を計算する場合において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 略</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当するときは、延</p>	<p>(延滞金) 第9条の2の6 放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合においては、<u>次に掲げる場合を除き</u>、その未納金額につき、納付の期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（督促状によつて指定する期限以前の期間については、年7.25パーセント）の割合で計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>(1) <u>前条第1項の規定による督促を受けた者が、当該督促状によつて指定する期限までに放置違反金を納付したとき。</u></p> <p>(2) <u>放置違反金の納付命令を受けた者が災害により督促状によつて指定する期限までに納付できなかつたとき。</u></p> <p>(3) <u>放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。</u></p> <p>(4) <u>放置違反金の納付命令を受けた者が貧困により公私の扶助を受けているとき。</u></p> <p>(5) <u>第2号から前号までに掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が督促状によつて指定する期限までに納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 略</p>

滞金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 前条第1項の規定による督促を受けた者が、当該督促状によつて指定する期限までに放置違反金を納付したとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、放置違反金を納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

別記様式第6号の2の2を次のように改める。

様式第6号の2の2（第9条の2関係）

（表）

第 号
年 月 日

放置違反金納付命令書

様

広島県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。

命令の件名	
放置違反金の額	
納付の期限	
納付の場所	
納付命令の理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

3 先に送付しました仮納付書は使用せず、同封の納付書により納付してください。

4 納付期限までに放置違反金を納付しない場合は、延滞金を徴収することがあります。

なお、延滞金については、裏面の「延滞金に係る算出方法及び端数計算に関する説明」を参考にしてください。

(裏)

延滞金に係る算出方法及び端数計算に関する説明

1 延滞金

納付命令書によって指定する納付の期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、放置違反金の未納金額に年14.5パーセント（督促状によって指定する期限以前の期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額

2 延滞金の算出方法

延滞金の額を算出する場合は、次による放置違反金の未納金額を基礎として計算する。

放置違反金の未納金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

なお、放置違反金の未納金額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

3 端数計算

延滞金の計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

算出した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

なお、算出した延滞金の額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

別記様式第6号の4(表)中「「放置違反金還付請求書」」を「「放置違反金等還付請求書」」に、「放置違反金還付請求書記載要領」を「放置違反金等還付請求書記載要領」に改め、同様式(裏)中「放置違反金還付請求書記載要領」を「放置違反金等還付請求書記載要領」に、「放置違反金の」を「放置違反金等の」に改め、「手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。」を削り、同様式別紙中「放置違反金還付請求書」を「放置違反金等還付請求書」に改める。

別記様式第6号の10(裏)中「手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。」を削る。

別記様式第6号の11を次のように改める。

様式第6号の11（第9条の2の5関係）

（表）

第 年 月 日
号

督促状

様

広島県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定による地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので御了承願います。

年度	弁明通知書の番号	放置違反金
	号	円

指定納付期限	
納付の場所	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

注1 放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 納付期限までに放置違反金を納付しない場合は、延滞金を徴収することがあります。

なお、延滞金については、裏面の「延滞金に係る算出方法及び端数計算に関する説明」を参考にしてください。

(裏)

延滞金に係る算出方法及び端数計算に関する説明

1 延滞金

納付命令書によって指定する納付の期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、放置違反金の未納金額に年14.5パーセント（督促状によって指定する期限以前の期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額

2 延滞金の算出方法

延滞金の額を算出する場合は、次による放置違反金の未納金額を基礎として計算する。

放置違反金の未納金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

なお、放置違反金の未納金額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

3 端数計算

延滞金の計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

算出した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

なお、算出した延滞金の額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

附 則

この公安委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。